

# 長野県地域福祉支援計画 (概要版)

2019年度～2022年度



## 1 計画の基本的な考え方

### 計画の基本的な考え方

人口減少社会と「人生100年時代」の到来、地域のつながりの希薄化や社会的な孤立の問題の顕在化など、地域社会を取り巻く状況が変化しています。

長野県地域福祉支援計画は、こうした状況の変化等を踏まえ、地域に暮らす誰にも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向性を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策を示すものです。

### 計画の位置づけ

本計画は以下の位置づけとして策定しています。

- 社会福祉法第108条第1項に規定された都道府県地域福祉支援計画
- しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）を地域福祉の分野で具体化する計画

本計画は、本県の地域福祉の向上に資するため、県が行う施策だけでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場からの主体的な活動と相互の連携・協働を期待するものです。

### 計画の期間

2019年度（平成31年度）～2022年度

## 2 長野県の地域福祉を取り巻く現状

### ●人口・世帯の状況

- ・少子高齢化、人口減少社会の到来
- ・単独世帯や核家族世帯の増加

### ●地域を支える人材・環境等の状況

- ・ボランティアやNPO活動への関心の低下
- ・地域住民の学びの場となる公民館が全国で最も多い
- ・現在の近所付き合いの状況と望ましい近所付き合いの状況の乖離

### ●支援が必要な人等を取り巻く状況

- ・生活保護世帯は横ばいの状況にあるが、高齢者世帯の割合が増加
- ・未成年者の自殺死亡率が全国の中で高い水準

### ●県内の外国人の状況

- ・国内景気の減退等により減少したが外国人材の受け入れ拡大に伴い、徐々に増加

### 3 計画の基本理念・目指す地域共生社会のイメージ

#### 基本理念

ともに生きる ともに創る 地域共生・信州

世代の違い、障がいの有無、文化の違いなど

多様な個性を持った住民がごちゃまぜで暮らし

様々な人や組織の協力による、ライフステージを通じて

その人らしい居場所と出番があるあたたか信州の創造

#### 長野県が目指す地域共生社会のイメージ

誰もが暮らしやすい地域を創っていくのは地域に暮らす県民の皆様です。県民一人ひとりが地域に関心を持ち、支え合いの文化を創っていくことにより、誰にも居場所と出番がある地域共生社会の実現を目指します。

地域の中で、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる「ごちゃまぜ」の社会

信州の自然と培ってきた風土の中で、子どもも高齢者も障がいや個性を持つ人も、多様性を尊重し合いながらごちゃまぜで暮らす、誰にでもあたたかな地域社会

「支え手」「受け手」の役割を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う「新しいお互いさま」社会

人口減少社会において、一人ひとりを地域の宝として、チャレンジする人を何度も応援し、それぞれの個性を活かした活躍の場を創造していく地域社会

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助により包括的に支える社会

地域課題を「我が事」として受け止めた住民の福祉活動と、地域で解決できない課題を「丸ごと」受け止める相談窓口、そして課題解決に専門的に対応していく相談支援ネットワークが重層的に支える社会

## 施策の展開

基本理念・地域共生社会のイメージの実現に向けて次の方向性に基づいた施策を展開します。

基本  
理念

ともに生きる ともに創る 地域共生・信州

### 重点的取組テーマ

#### I.ごちゃまぜ社会へ向けた学びと自治の土壤づくり

地域づくりの主体である地域住民や企業、福祉、行政関係者等が地域共生社会の実現に向けた理念を共有し、学びと自治の実践の機会とします。

##### 1 地域共生社会へ向けた住民ワークショップの開催

##### 2 福祉教育の充実

##### 3 地域福祉と公民館活動の連携

#### II.住民主体の新しいお互いさま社会づくり

地域の多様な主体が、サービスの「支え手」「受け手」の関係を超え、地域づくりをともに学び、考え、取組を共有する社会づくりを進めます。

##### 1 地域をつくる「人」づくり

##### 2 地域共生の「交流の場」づくり

##### 3 地域共生の「仕組み」づくり

#### III.包括的に機能する相談体制づくり

複合的な課題を抱える世帯が顕在化する中、公・共・民の多様な資源を活用し、課題解決に導く「ソーシャルワーク機能」の充実を図ります。

##### 1 複合的な課題等に対応する包括的相談支援体制づくり

##### 2 ソーシャルワーク機能が発揮できる体制整備

##### 3 行政職員のソーシャルワーク機能の強化

#### IV.個別重点課題への対応

##### ①自殺対策 ②生活困窮対策 ③災害時の住民支え合い

##### ④ごちゃまぜの社会づくり ⑤外国籍県民等への支援 ⑥再犯防止

##### ⑦高齢者・障がい者・子ども等の地域生活課題への対応

#### V.くらしを支える取組

##### ①福祉のまちづくりの推進 ②権利擁護 ③福祉人材の確保育成

##### ④住宅確保対策 ⑤買い物支援等地域の生活課題対策

##### ⑥福祉サービスの質の向上



## 4 地域共生社会創造に向けての重点取組テーマ

### 第1節 ごちゃまぜ社会へ向けた学びと自治の土壌づくり

- 1 地域共生社会へ向けた住民ワークショップの開催
  - 地域で暮らす住民の皆さんのが中心となり、あるいは市町村等と連携して自らが暮らす地域の課題について話し合うワークショップの開催を支援します。
- 2 福祉教育の充実
  - 学校や地域において、当事者との交流等を通じて、ちがいや多様性を理解し、ともに暮らし、働くための学びの場づくりを支援します。
- 3 地域福祉と公民館活動の連携
  - 地域福祉と公民館の活動の連携により住民が地域生活課題を学び、解決のために活動していく拠点機能を充実していくため、モデル事業や研修を実施します。

#### 成果指標

[目標] 地域課題解決に向けた住民支え合い行動宣言 100宣言 /年  
市町村地域福祉計画策定 (2017) 36 市町村→(2022) 77 市町村

### 第2節 住民主体の新しいお互いさま社会づくり

- 1 地域をつくる「人」づくり
  - 自ら地域課題を見つけ、解決策を導き出していく地域住民や、NPO、ボランティア等の地域を支え合う人材を養成するとともに、その活動を支援します。
- 2 地域共生の「交流の場」づくり
  - 高齢者や障がい者、子育て世代、子ども等、地域に暮らす様々な人が集うことのできる交流の場の設置を支援します。
- 3 地域共生の「仕組み」づくり
  - 住民主体の地域づくりに向けたプロセスを共有するための場の創出を促進するとともに、協働に向け住民とボランティアやNPO等とのマッチングを支援します。

#### 成果指標

[目標] ボランティア活動者数 (2016) 601,000人→(2022) 増加させる  
住民運営による通いの場の数 (2016) 1,555か所→(2020) 2,000か所以上  
こどもカフェ設置数 (2017) 約70か所 → (2022) 180か所

### 第3節 包括的に機能する相談体制づくり

- 1 複合的な課題等に対応する包括的相談体制づくり
  - 複合的な課題を包括的に受け止める相談体制のモデル事業実施や、人材養成を通して、日常圏域、市町村圏域、広域での構造的・重層的な相談体制を構築します。
- 2 ソーシャルワーク機能が発揮できる体制整備
  - 市町村における包括的な相談支援体制において、多機関・多職種の協働の核となるソーシャルワーカーやコーディネーターのスキルアップ支援を行います。
- 3 行政職員のソーシャルワーク機能の強化
  - 現場に出て、住民の意見を聞き、行動する職員を育成するための研修を実施し、行政職員のソーシャルワーク機能の強化を図ります。

#### 成果指標

[目標] 市町村の総合的相談支援体制整備 (2018) 25市町村→(2022) 77市町村

## 5 個別重点課題・くらしを支える取組

### 第1節 個別重点課題への対応

#### 1 自殺対策

- 生きることを包括的に支援する幅広い自殺対策に総合的に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指します。

##### 主な取組

- 「未成年者」「高齢者」「生活困窮者」「職場環境」といった自殺のリスクの高い要因に対し、重点的な自殺対策に取り組みます。

#### 2 生活困窮対策

- 生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度の支援も活用し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、当事者が望む自立した生活の実現を目指します。

##### 主な取組

- 市と連携して全県に設置された生活就労支援センター（まいさぽ）において、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

#### 3 災害時の住民支え合い

- 地域全体で災害が発生したときの最悪の状況を想定した「備え」を実践することにより、災害時に誰も取り残されることのない社会の実現を目指します。

##### 主な取組

- 防災教育を推進するとともに、災害時住民支え合いマップの活用推進や、災害福祉支援ネットワークの構築等を通して、要配慮者への支援体制を強化します。

#### 4 ごちゃまぜの社会づくり

- 地域住民の理解・協力のもと誰もが住み慣れた環境で、支え手・受け手の区別なく地域の中で役割を持ち、自分らしく暮らし続けられることができる社会を目指します。

##### 主な取組

- 地域で行う障がい者スポーツ体験会などにより、障がいのある人とない人がスポーツを通じて交流することで、互いの理解を深め合う環境づくりを推進します。

#### 5 外国籍県民等への支援

- 国籍や文化の違いなどの多様性を尊重し、外国籍県民の存在を積極的に捉えて地域の活力につなげるとともに、誰もが参加し協働する地域づくりを目指します。

##### 主な取組

- 外国籍県民等が生活に必要な知識や日本語を修得するための学びの場を確保するとともに、多言語で地域生活の相談や情報提供を行う支援体制の推進を図ります。

#### 6 再犯防止

- 犯罪をした人が円滑に社会の一員として復帰できるよう支援するとともに、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

##### 主な取組

- 高齢や障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所出所予定者の社会復帰を支援し、再犯防止を推進します。

#### 7 高齢者・障がい者・子ども等の地域生活課題への対応

- 地域住民等が主体的・自主的に、また、協働して地域課題を解決し、誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会を目指します。

### 主な取組

- 介護保険と障がい福祉両制度に位置づけられる「共生型サービス」の実施等、利用者のニーズに応じた福祉サービスが提供できる包括的な支援体制づくりを行います。
- 地域の中で子どもたちの成長を支える「信州こどもカフェ」の設置を推進します。

## 第2節 くらしを支える取組

### 1 福祉のまちづくりの推進

- 社会的、制度的、心理的等様々な障壁（バリア）を取り除き、高齢者や障がい児者を含むすべての県民が住み慣れた地域で快適に暮らすことのできる社会を目指します。

### 主な取組

- 高齢者や障がい者、妊産婦、難病患者等歩行が困難な方に県内共通の利用証を交付する「信州パーキング・パー米ット制度」を推進します。

### 2 権利擁護

- 高齢者や障がい児者等が虐待や特殊詐欺などの被害にあわず、地域において自立した生活を送ることができるとともに、社会情勢の変化により多様化・複雑化した人権問題に対応し、個性や多様性を尊重する社会を目指します。

### 主な取組

- 虐待防止、早期発見等虐待対応力の向上を目的とした研修を実施します。
- 市町村が行う成年後見制度利用促進のための体制整備を支援します。

### 3 福祉人材の確保育成

- 福祉・介護サービス従事者がやりがいを持って働き続けられる環境を整備することで利用者等が質の高い福祉サービスを受けることができる社会を目指します。

### 主な取組

- 福祉・介護サービス従事者や従事希望者に対して「入職促進」「資質の向上」「労働環境の改善」の視点から総合的に福祉人材の確保育成を行います。

### 4 住宅確保対策

- 保証人が確保できないために賃貸住宅への入居や、雇用契約の締結が困難な人等への支援を通じて、誰もが地域で安心して暮らすことのできる環境を整備します。

### 主な取組

- 居住や就労等に課題を抱える生活困窮者等に対して、生活の安定と自立を促すため、県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」を支援します。

### 5 買い物支援等地域の生活課題対策

- 広域圏の中心となる都市と周辺地域との移動に必要な道路の整備、鉄道、幹線バス路線の確保など広域生活圏としての機能を支える交通ネットワークの構築を目指します。

### 主な取組

- 乗り降りしやすいよう配慮されたタクシーや低床バス車両の導入を支援するとともに、鉄道駅等のユニバーサルデザイン化を図ります。

### 6 福祉サービスの質の向上

- 福祉サービスの利用者が自身に適した福祉サービスを主体的に選択できるよう、情報提供や利用者を保護する体制を構築するとともに、利用者本位の福祉サービスが提供されるよう努めます。

### 主な取組

- 社会福祉法人が地域社会の福祉ニーズに応じた取組を展開できるよう支援します。

## 6 市町村地域福祉計画の策定について

- 住民主体の地域共生社会づくりに向けて、市町村地域福祉計画の策定や改定を推進します。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備や人材の養成について、市町村の実情を踏まえて推進します。

## 7 推進体制

- 計画に位置づけた施策について、様々な機会を捉えて県民に周知を図るとともに、県民の幅広い理解と協力を得て着実に推進します。
- 計画の実効性を担保するため、部局横断の庁内検討会議を組織し、各施策の進捗状況や、目標達成状況について点検・評価を行います。
- 有識者等で構成される会議体を設置し、地域共生社会の実現に向けた施策の推進を図ります。



しあわせ信州

### 長野県地域福祉支援計画

ともに生きる ともに創る 地域共生・信州

長野県健康福祉部地域福祉課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7114（直通）

FAX 026-235-7172

E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/>